



有効性が問われる安定成長協定

研究員 佐藤 和憲

本年1月30日、欧州委員会は安定成長協定(以下、同協定)に基づき、財政悪化の著しいドイツ、ポルトガルに対する早期警告の発令を EU 経済相・財務相理事会(以下、Ecofin)に提案した。正式に警告がなされるか否かは2月12日に開催される Ecofin での決議に委ねられるが、南欧諸国を始めとする他の通貨統合加盟国に財政規律を求めるべく同協定の締結を強硬に主張したドイツが、ポルトガルとともに最初の早期警告を受けようとしているのは皮肉な状況である。

97年12月に合意された同協定は「過大な財政赤字に関する規定」と「監視規定」から成り、過大な財政赤字と見なされる対 GDP 比 3%を超える赤字が発生した場合は、GDP の 0.5%を上限とする無利子預金の積み立てなどの制裁措置が発動されることを定めている。また、ユーロ圏諸国が中期的な財政均衡化に向けて毎年策定する「安定プログラム」のもと、欧州委員会及び Ecofin が各国の財政運営を監視し、過大な財政赤字が生じる可能性がある国に対しては、欧州委員会の提案に基づき、Ecofin での決議を経て早期警告が発せられることになっている。このように各国に財政健全化を促す仕組みを内包している同協定は、通貨統合の安定性の要と言える。

昨年来のユーロ圏諸国の財政悪化に伴い、同協定に基づく欧州委員会の動きに注目が集まっていたが、中でも特に悪化が目立っていたのがドイツ、ポルトガルであった。ドイツの昨年の財政赤字(対 GDP 比)は、目標の 1.5%を大きく上回る 2.6%に達し、本年は欧州委員会によると 2.7%に達する見通しで、財政均衡化の達成も 2004年から2006年にずれ込む可能性があることをドイツ政府は示唆している。構造赤字を見ると昨年は 2.3%と前年比で 0.7%悪化しており(欧州委員会)、労働市場の硬直性などの構造問題が未解決であることがドイツ財政悪化の大きな理由の一つであると推察されるが、欧州委員会のソルベス委員(経済金融担当)はドイツの財政政策自体は評価し、赤字拡大の主な理由として世界的な景気後退の影響を挙げるなどドイツへの気遣いが伺える。一方、ポルトガルの昨年の財政赤字は対 GDP 比で 2.2%と目標の 1.1%の 2 倍に達するものの、ドイツに比べると数字自体は低い。しかしながら、同委員は赤字拡大の背景として景気循環のみならず構造的な理由の存在を指摘するなど、ドイツに比べてより厳しい評価を下している。

大国ドイツへの早期警告を提案することについては欧州委員会にも躊躇が見られた

が、将来同様の事態が生じた場合の発令が困難になること、警告を発しないことが同協定の信認低下に繋がるおそれがあること、などが提案に踏み切った背景にある。ドイツにとって初の早期警告を受けることは耐え難い屈辱であり、本年9月に総選挙を控えるシュレーダー政権は是が非でも回避したいところであろう。既に Ecofin で反対票を投じるよう他国に働きかけているとも言われるが、警告が回避されたとなれば同協定の有効性への信認に傷が付き、ユーロ安を加速させることにもなりかねない。自らが考案した早期警告の呪縛から逃れようとしているドイツであるが、今後は、景気循環を考慮に入れた基準の緩和といった同協定の見直しにまで手を付ける可能性も否定できない。逆に、早期警告を素直に受入れ、同協定の厳格な運用を身を持って示すことができれば、ユーロに対する信認の向上につながろう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>